

# 平成 29 年度途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業 ～よくある質問と回答～

最終更新：平成 29 年 5 月 10 日

- ※ 平成 29 年度の公募にあたり、平成 28 年度までに寄せられた質問等に対する回答をベースに 4 月 24 日の公募説明会での質疑応答を加えて更新しました。
- ※ 電子メールでの質疑応答を追加しました。

## 【1. 公募全般】

- Q1-1: 本補助事業の今年度の予算額はいくらか。1 件当たりの補助金の規模感はどの程度か。上限はあるのか。
- A1-1: 今年度予算は 14 億円ですが、これから執行団体の事務費及び平成 27 年度、及び 28 年度からの 継続案件補助金額を除いた 10 億円余りが、平成 29 年度新規案件の採択事業予算となります。また、1 件当たりの枠や上限は特には設定していません。
- Q1-2: 来年度も新規事業の募集はあるのか
- A1-2: 本事業は、30 年度をもって終了する予定であり、来年度の新規募集の有無については、現在のところ未定です。
- Q1-3: 今年度採択された事業の、次年度の予算は確保されるのか。
- A1-3: 次年度の補助事業は、次年度において政府予算に所要の予算処置が講じられた場合に実施されるものであり、今年度提案された次年度の予算の確保を保証するものではありません。
- Q1-4: 次年度の交付申請を行う際に、事業の内容や金額を今年度の提案時の内容から変更することは可能か。
- A1-4: 今年度採択された事業(昨年度以前からの継続案件含む)の中間審査(H30 年 1 月頃予定)において、次年度の事業実施の可否についての審査が行われますので、今年度の事業の実施内容を踏まえた次年度の実施内容の変更はその際に提起してください。ただし、補助金額の上限については、提案採択時の金額から変更することはできません。
- Q1-5: 本事業では、JCM 設備補助事業のように、国際コンソーシアムを組み、モニタリングを行うことは必要か。また、方法論を作成する必要はあるか。
- A1-5: 本事業は、JCM へ繋がる技術の開発・実証を行うものですが、直接的にクレジットを獲得する事業ではないため、方法論の作成やそれに基づく JCM クレジット獲得のためのモニタリングは不要です。また国際コンソーシアムも不要です。ただし、事業完了後も 3 年間の CO2 削減効果等の事業報告(公募要領 P7(13)参照)は必要ですので、モニタリングをしない場合には、それに代わる妥当な方法を事業者で選択ください。
- Q1-6: 国や自治体の他の補助金との併用は可能か
- A1-6: 他の法令や予算に基づく補助金等の交付を受けている事業は対象となりません。(交付規程第 3 条 4 号)
- Q1-7: 国際コンソーシアムを含む必要はないと書かれているが、代表者が日本法人で、SPC やジョイントベンチャー等現地の外国法人が入っている場合の扱いについて漠然としているが、どのようになるか。
- A1-7: 代表事業者及び共同事業者は日本法人である必要があります。協力企業が外国法人であるのは構いません。
- Q1-8: この事業は JCM ではないが、この技術で CO2 の排出が削減され、顧客がその削減量のクレジットを取得したい場合、取得の申請は可能か。
- A1-8: JCM クレジット取得については、本補助金事業での CO2 削減量は、JCM の正式な手続きを経っていないので、これをクレジット化することはできませんが、今回の実証事業等をベースに、将来的に新たな設備導入により JCM 設備補助事業を通してクレジット取得に繋げていただくことは可能です。

- Q1-9: 当初実証場所として想定していた国・地域が、現地の事情等により実施することが難しくなった場合、対象地域を変更することは可能か。
- A1-9: 本事業は、特定の地域の特性に合った技術をリノベーションして普及展開を図ることを目的としているため、対象地域の変更により前提条件やリノベーション技術が当初の実施計画書から大きく変更される場合は認められません。但し、同じ条件が適用されるのであれば、対象地域の変更を計画変更とすることも可能です。

#### 【公募説明会における Q&A】

- Q1-10: 各所に出てくるイノベーションとリノベーションの違いについて教えて欲しい。
- A1-10: 優れた低炭素技術を途上国のニーズに合わせてリノベーションを施し、それらの低炭素技術の普及展開とCO2削減を目指す事業をイノベーション事業としています。
- Q1-11: マレーシアは JCM 署名国ではないが、今後 JCM の署名を行う可能性がある国に該当するか。
- A1-11: マレーシアは現時点では JCM を締結する可能性が低いので、今後 JCM の署名を行う可能性がある国に該当しません。ただしマレーシアだけでなく、他の JCM 署名国も対象として普及を図る低炭素技術のリノベーション事業は本補助事業の対象となります。

## 【2. 補助対象事業】

- Q2-1: 国内で実証が基本ということだが、使用技術が現地の気候・気象状況に左右されるため、現地での実際の使用者のフィードバックを受けて改善ということもあり東南アジア地域での実証を考えているが、このような実証は可能か。また、複数国での実証も認められるか。
- A2-1: 実証は基本的に国内で実施することと記載されていますが、日本と異なる気象状況、現地でのみ調達可能な資機材、不安定な電力等、途上国特有の環境下でないと実証できないと認められる場合は、国外実証は可能であり、昨年度は複数の事業で国外実証を行っています。また、複数国での実証は可能ですが、ほぼ同一条件の国々や地域にターゲットを絞ってください。
- Q2-2: 海外での実証を想定している場合、対象の技術、製品は日本で製造されたものでないといけなのか。日本企業が他の国で生産しているものを、第三国で実証することは可能か。
- A2-2: 事業の核となる技術は日本国内で開発・実証されたものとしてください。汎用品で賄えるものは、現地調達も可能です。例えば、モーターの開発の場合、(コイルなど)コアな部分以外の外の部材等は現地や第三国で調達して構いません。
- Q2-3: 個々の機器ではなく、プロセスを現地で実証する場合、日本で使用されている機器を導入せずに、必要な機器を現地又は第三国で調達しても問題ないか。
- A2-3: A2-2 同様、事業の核となる技術は日本国内で開発・実証されたものを導入いただく必要があります。例として、バイオエタノール製造プラントの場合、コア機器ではない蒸留機器、プラント本体、熱交換器等汎用品は現地等で調達して構いません。ただし導入する技術によって異なるため、審査の中で個別判断となります。
- Q2-4: 日本国内で実証された技術が対象となるとのことだが、国内での販売実績や普及度合いは要件となるのか。
- A2-4: 実証を終えていることが要件であり、販売、普及している必要はありません。日本において技術の確立と実証が終了している技術であれば本事業の対象となり、その場合必ずしも日本で使用されていなくても構いません。他方で、本事業の目的は、研究所から出ていない研究開発段階の技術開発の支援ではなく、現時点でも利用可能な技術を途上国で普及するような技術・製品に改造・改良していただくことです。
- Q2-5: 保有した設備で事業、営業を行うことは認められるか。
- A2-5: 本事業は原則として実証事業に対する補助を行うものですが、補助金交付の目的に反しなければ商用ベースの実事業を行っても結構です。ただし、相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国庫に納付いただく場合があります。
- Q2-6: 対象国の指定について、物流で対象国が複数国にまたがる場合、例えばインドシナの

ような表現でも良いのか。

A2-6: 複数国での事業実施は基本的に可能ですが、国によって事情が異なることもあるので、日本と各対象国との違いを明確にし、それに対し必要となるリノベーションの内容についても明確にしてください。センターのホームページにて H26~28 の案件が紹介されておりますので、過去の採択実績も参照してください。

Q2-7: Q2-5 に保有した設備で事業、営業を行うことは認められるか？の答えについて、もう少し詳しく説明してほしい。

A2-7: 事業化に必要な技術リノベーションを行うにあたって、事業を進めながら実証することが必要な場合や、実証や成果の確認が終了した後の機器や設備を使用して事業や営業をおこなう事は、補助金交付の目的に反しない限り妨げるものではありません。しかし相当の収益が生じたと認められる場合、例えば補助事業をすべて終了した年度以降の 3 年間のあいだに、補助対象経費の自己負担額を上回る収益が生じる場合などには、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国庫に納付いただく場合があります。具体的には個別に判断させていただきます。

#### 【公募説明会における Q&A】

Q2-8: 補助対象要件に、エネルギー起源 CO2 排出を抑制する案件(再生エネルギーまたは省エネルギーに関するものに限る)とあるが、再エネ、省エネに直接結びつく技術以外は認められないのか。

A2-8: 本補助事業は、エネルギー対策特別会計を活用した事業である為、エネルギー起源の CO2 排出量を削減する案件でなければなりません。過去に採択された全案件も、何らかの形で CO2 を削減する技術となっており例外はありません。例えば、平成 27 年度に採択された「通信型セーフティレコーダーシステムのリニューアルによるエコドライブの促進、代表事業者:(株)データテック」でも、改良された機器を導入することにより車の燃費が向上し、その結果 CO2 排出量を抑制するので、広い意味で省エネ事業と言えます。

#### 【電子メールによる Q&A】

Q2-9: 本事業は、基本的に実証設備への補助事業であると思われるが、実証設備については導入せず、業務費と事務費のみから成り立つような事業については、認められるか。現在検討中の事業では、発生する費用は、業務費(請負費・委託料)のみになるかと思われるが、このような事業は補助対象事業となるか。

A2-9: 本補助事業は、JCM 設備補助事業とは異なり導入設備に対する補助事業ではありません。日本の優れた低炭素技術を途上国において普及を図る際の、技術のリノベーションや実証を実施する事業に対して支援を行う事業ですので、必ずしも設備の導入を必須とするものではありません。例えば国内において既設の設備を利用した実験・実証にて途上国の諸条件に適合するための技術のリノベーション・実証が行われるのであれば本補助事業の対象となります。ただし、ご質問の文中では、「発生する費用は、業務費(請負費・委託料)のみになるかと思われる」となっていますが、本事業に関する業務について代表事業者自身の主体的な取り組みが必要なことは言うまでもありません。その際に発生する代表事業者自身の本事業に関する人件費や旅費についても業務費の中に計上していただいても結構です。

### 【3. 補助対象者の要件】

Q3-1: 公募申請にあたって、現地の政府機関との調整、現地の実証実務も担っていただく協力事業者との共同提案を考えているが可能か。

A3-1: 他事業者との共同提案は可能ですが、公募要領に記載の通り補助対象事業者はすべて国内における法人等(日本にて登記の法人)であることが前提であり、現地事業者との共同提案はできません。現地事業者へは必要業務を委託(請負)して頂くこととなります。

Q3-2: 公募要領の 2. (4) ア)で規定されている、中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第 2 条第 1 項」に該当するかどうかで、いわゆるみなし大企業(大企業の子会社等)でも当該項目に該当していれば、3 分の 2 補助対象という考え方でよいか。

A3-2: ご理解のとおり、中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第 2 条第 1 項」に該当するか否かとなります。

- Q3-3: 共同事業者に具体的な責務は発生するのか  
 A3-3: 基本的には代表事業者が全ての責務を負うことになります。但し、円滑な事業の執行や補助金返還など代表事業者が負うリスクを軽減する為にも、代表事業者と共同事業者の任務や関係性を明確化するべく両者間で取り決めを交わすことをお勧めします。

【電子メールによる Q&A】

- Q3-4: 本事業は日本法人の代表事業者に対して補助金を交付するものと認識しているが、海外で実証を行う場合、代表事業者は現地法人を保有することが必要か。  
 A3-4: 応募申請者要件としては、国内における民間企業等の法人である必要がありますが、海外で実証を行う場合に、現地法人を保有していることを必要条件としてはいません。

【4. 補助対象経費・利益排除】

- Q4-1: 下のような調査については、業務費として認められるか？また、当該調査について、外部委託することは可能か。1) 事業化・普及可能性を検討するための市場や規制、需要、自然環境等についての文献調査、現地ヒアリング調査 2) 競合する製品についての文献調査、現地ヒアリング調査 3) 他国への展開を検討するための文献調査、現地ヒアリング調査  
 A4-1: 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の開発のための調査に要する経費は開発費として認められます。1)～3)の各項目についての可否には個別の事業内容に照らした総合判断となりますのでセンターにご相談ください。また、必要な調査を外部委託することは可能です。  
 Q4-2: 技術のリノベーションに関して、国立大学法人との共同研究を行う場合、発生する共同研究費を補助対象経費(業務費)に含めることは可能か。  
 A4-2: 可能です。なお、国立大学法人に請負又は委託により研究を行う場合は、請負費または委託費として計上してください。また、交付申請の際は共同研究に関する契約を締結し、センターに届け出て頂く必要があります。  
 Q4-3: 海外等における外国人の労務費の証明はどのように行うのか。  
 A4-3: 労務費単価については、契約書等を添付(提案時は案でも可)し、当該国において適正と思われる単価を用い、根拠となる書類等を添付してください。  
 Q4-4: 交付申請時と支払い時の為替レートが異なることにより、補助金請求金額が交付決定額を超えた場合の超過部分は認められるか。  
 A4-4: 認められません。為替リスクヘッジは事業者自ら行っていただきます。  
 Q4-5: 補助事業の完了より前に経費に大きな変更があった場合の取り扱いはどうなるのか。(例: 現地事業者の変更や現地インフラ整備事業計画の変更に伴う経費の変更等)  
 A4-5: 完工までの間の大きな変更は、交付規程第8条三項に定める「計画変更承認申請書」を提出いただきます。その場合でも経費は、交付決定した補助金額が上限となります。  
 Q4-6: 利益排除について、製造原価の具体的な証明方法はどうすればよいか。  
 A4-6: 製造部門からの製造原価証明で可です。(ただし部門責任者の印が必要)  
 Q4-7: 保守に関わる費用(メンテナンスコスト等)は、計上できるのか。  
 A4-7: 保守に関わるコストは、補助の対象外です。  
 Q4-8: 「提案書作成の手引き」の人件費単価の算定方法について、年間総支給額、年間法定福利費に時間外手当に関するものは、含めないのか。  
 A4-8: 年間総支給額には時間外手当を含めないで下さい。ただし、年間法定福利費については、4月から6月までの3ヶ月間の報酬(時間外手当含む)を元に決定される標準報酬月額などから算出されるため、時間外手当が加味されていても差し支えありません。  
 Q4-9: 交付規程別表第2で事務費の割合は、4.5~6.5%とあるが、0%でも構わないのか。  
 A4-9: 4.5~6.5%は事務費割合の上限値であり、0%でも問題ありません(公募要領の別表1参照)。事務費の計算例は、センターのウェブサイトに掲載している「公募提案書作成の手引き」を参照してください。  
 Q4-10: 現地に機器を輸送する際の保険、運賃、関税は補助対象となるのか。  
 A4-10: 貨物海上保険、運賃、関税は補助対象です。  
 Q4-11: 海外における付加価値税(VAT)は経費として申請はできるか。  
 A4-11: 付加価値税は、外国企業に関しては還付制度がありますので、原則はそちらを利用して

いただきます。

また、その国にある補助事業者の子会社を通じての取引の場合は、日本の消費税と同じく仕入れ控除の仕組みを利用ください。

但し、還付の実施が難しい、或は現地の子会社は事業をしないなどの事情がある場合には、現地の付加価値税(VAT)の仕組みを調査の上個別に相談ください。

- Q4-12: 海外の工場における省エネを考えているが、顧客のプラントで実証事業を実施する場合、顧客に作業して頂くのを委託という形で経費計上できるのか。
- A4-12: 現地で実証事業に協力頂くにあたり発生した外注費や委託費は計上可能です。ただし事業の核となる技術は、日本のものである必要があります。
- Q4-13: リノベーションを実施するにあたり、設計・開発・普及計画の策定等において、コンサルティング費用を計上することは可能か？どの程度であるなら認められるか。
- A4-13: 当該事業を実施するのに必要な調査は対象経費として認められます。調査のためのコンサルティング費用についても、個別の事業ごとに判断されますが、事業に必要であると認められれば経費として計上可能です。提案書の提出の際は、実施体制の欄にコンサルティング会社との関係性・業務内容がわかるように記載して頂くと共に、場合によっては契約書案や仕様書案を添付いただくこともあります。
- Q4-14: 技術実証後のデータ取得やモニタリングに係る経費はどの程度認められるのか。
- A4-14: 実証する設備・施設・システム等のモニタリングに係る経費は、本事業期間内であれば認められます。
- Q4-15: 設備の開発にあたり現地の気象条件が重要になってくるが、測定機器設置の経費は認められるのか。
- A4-15: 個々の事業によって総合的に判断されますが、開発技術の実証に必要であると判断されれば、対象経費として認められます。
- Q4-16: 実証技術の現地規格、または国際規格の認証取得に係る経費や、現地に機器等を設置する際に必要なその他許認可等の申請に係る経費は、必要経費として認められるか。
- A4-16: 許認可を取得する為の技術や製品の開発に係る経費であれば認められますが、許認可の申請に係る経費等は対象外です。但し、申請する為に必要な試験費用(外部試験機関への委託等)は認められます。
- Q4-17: 利益排除について、複数の企業で事業を実施する場合に、代表事業者が、共同実施事業者の製品を調達する場合は、補助対象経費に利益を含めることは認められるのか。
- A4-17: 共同事業者が自身から調達する場合や、代表事業者が共同事業者から調達する場合には、利益排除の対象となりますのでご注意ください。
- Q4-18: 弊実証施設の機器類を現地に収納するにあたり、収納庫(たて9メートル、よこ11メートル程度)を設置する必要があると確認された。基本的に土木建築に関しては経費対象外と認識しているが、機器収納に限った最小限の施設について、例えば付帯工事費等での計上が可能か。
- A4-18: 建屋の建設(簡易なものを除く)は、基本的に補助対象外ですが、機器の設置において必要不可欠で最小限のものや、技術のリノベーションの要素の一部となると考えられるものなどについては、具体的な内容をもとに個別に判断させていただきます。

#### 【公募説明会における Q&A】

- Q4-19: 公募要領 14 ページ「事務費」の中に旅費とあるが、海外の実証先への海外渡航旅費を含めてよいか。
- A4-19: 実証に必要な旅費という事であれば、補助対象として計上して頂いて構いません。内容が開発や実証に係る旅費であれば「事務費」でなく「業務費」の中で計上してください。

#### 【5. 審査】

- Q5-1: この事業は JCM 構築国以外の開発途上国も対象となっているが、JCM 構築国が優先されるのか。
- A5-1: 応募案件の交付申請額の合計が予算枠を超える場合は、公募要領別紙「B.評価審査」(P19)に記載されているように、JCM を開始した国及び開始することに関する決定が成

- された国の優先度が高くなります。
- Q5-2: 審査項目に「事業化・普及の見込み」とあるが、本事業の目的は、優れた日本の低炭素技術や製品等を、途上国で普及するようにリノベーションすることと捉えている。本項目では、JCM 案件での導入の見込みというよりは、自主的なビジネスによる導入の見込みが評価されると考えて良いか。
- A5-2: ご理解の通り、本事業では、実証される技術が 2020 年及び 2030 年の事業化や普及の見込み、および当該技術・製品の普及を通じた CO2 排出削減量の見込みが評価の対象となります。合わせて、JCM での活用が見込めるかについても評価の対象としています。
- Q5-3: ヒアリングの際、既に提出している書類以外の書類の持参は可能か。
- A5-3: 原則、ヒアリングは既に提出された提案書(様式4)を基に行いますが当日若干(1~2 枚程度)の追加資料の提出は認めています。

## 【6. 応募方法・提案書類】

- Q6-1: 応募様式1の申請者の代表者について、代表者は、役員以上の者でなければならないのか、あるいは役員ではなくとも、事業部門長であればよいのか。
- A6-1: 代表印を押印できる方を申請者の代表者として下さい。
- Q6-2: 応募様式 2-1 実施計画書<技術及びリノベーションの内容>【対象とする国・地域における事業化・普及の見込み】の記載に「副次的効果があれば、あわせて記載すること(任意)」とあるが、「メタン発生が減る」「副産物により経済性が向上する」などといったことも記載しても良いのか。
- A6-2: 記載していただいて構いません。本事業の主目的はエネルギー起源 CO2 の排出削減ですが、メタン発生抑制は温室効果ガスを削減することに繋がるため、副次的な効果として別途評価を行います。
- Q6-3: 応募様式 2-1 実施計画書について、ページ数の制限や推奨されるページ数等があるか。
- A6-3: ページ数の制限は特に設けていませんが、10 ページ以下を目安とお考えください。
- Q6-4: 事務費の率に関わる事務費とは、区分の事務費なのか、費目の事務費なのか。
- A6-4: 交付規定 別表 2 及び公募要領 別表 1 の通り、区分の事務費です。開発実証に係る事務費は、業務費に計上してください。
- Q6-5: 応募様式 3 について、為替レートは社内レートでも良いか。
- A6-5: 補助事業者の経費(現地レートで支払う給料や出張手当等)については、レートの算出根拠等の証憑書類を添付いただければ社内レートでも差し支えありませんが、外部への支払いについては認められません。外部への支払いについては、適切な為替レート(例: 出張期間中の両替所/銀行レートや銀行振込時のレート etc.)を適用してください。
- Q6-6: 共同実施の場合、事務費の中の労務費の単価は、企業ごとに異なる単価となるのか? また、一つの法人は健保等級、もう一つの法人は実績単価、という風に、異なる積算方法でも良いか。
- A6-6: 事業者ごとに業務従事者別の実績単価を提示いただき、精算時はその実績単価で精算いただきます。また、提案応募時においても実績単価で積算頂くのが望ましいですが、困難な場合、健保等級などによる単価で積算頂いても構いません。(交付申請時には実績単価での積算が必要です。)
- Q6-7: 公募提案書作成手引きの P19 に記載の見積もり合わせは2社以上で良いか。また、応募申請時には、そのうち安い方の見積書を添付するという事でよいか。
- A6-7: 応募申請時は1社で構いませんが、精算時には2社以上の見積を準備頂くことになります。また、一般競争に付さない調達の場合は理由書を添付いただく場合があります。
- Q6-8: 「補助金交付申請額」の金額は税抜表示でよいか。消費税および地方税相当額はゼロでよいか。
- A6-8: 消費税仕入税額控除のルールにより、消費税申告時に支払消費税は差引きされるので、ほとんどの応募者は消費税および地方税相当額は0円で申請いただくこととなります(ただし、消費税及び地方消費税が課税されない団体及び、消費税法の特例による免税事業者等を除きます)。

- Q6-9: 応募様式 2-1 のリノベーション及び実証の計画・方法について、事業が複数年度になる場合、目標の設定は各年度となるのか。
- A6-9: 複数年度の事業の場合、年度毎に目標設定して下さい。それが、応募様式 2-2 イノベーション事業実施スケジュールに反映されることになります。
- Q6-10: 過去には人件費単価として健保等級を使用することが認められていたと思うが、今年度の提案では、所定の「人件費単価算出表」を用いて、各従事予定者の人件費を計算する必要があるのか。健保等級は今年度は使用してはならないということか。
- A6-10: 提案が採択されたあとの交付申請時には、実績単価で積算していただくこととなりますので、提案応募時にも業務従事者別の実績単価をもとに積算していただくのが望ましいですが、困難な場合には健保等級等による単価で積算いただいても構いません。ただし、この場合でも交付申請時～精算時は実績単価での積算となります。(A6-6 を御参照ください。)

#### 【公募説明会における Q&A】

- Q6-11: 人件費単価について、実際に支払われている給与に基づいた時間単価以外の単価、例えば健保等級や自社で定めている委託単価を使用しても良いか
- A6-11: 基本的には、実際の給与に基づいた時間単価で計上して頂きたいが、どうしても困難な場合は、提案時に限り、GEC に理由を説明頂ければ、それ以外の単価で計上を認める場合もあります。ただし、交付申請時や精算時には、実際の給与に基づいた時間単価を算出して頂く必要がありますので、提案時にも同様の考えを適用頂くのが良いと思います。(A6-6,A6-11 参照)
- Q6-12: 提案書類を電子データでも提出するとあるが、データ容量に制限や目安はあるか。
- A6-12: データ容量の制限は特に設けていませんが、できるだけ抑えるようにしてください。
- Q6-13: 提案時は相見積不要とあるが、それは全ての経費に適用されるのか？
- A6-13: 応募期間が短く、また提案時の見積書を用いて実際に発注するわけではないので、提案時は相見積不要です。但し、実際に発注する際は原則見積もり合わせが必要ですので、提案時も実際の経費と大きな差異が生じないであろう見積書を添付して下さい。(A6-7 参照)
- Q6-14: 経費内訳書について、補助金所要額を算出する際は 1000 円未満切り捨てとあるが、内訳の段階から切り捨てるのではなく、最後の合算時に切り捨てれば良いのか。
- A6-14: 経費内訳書「(8)補助金所要額」を算出する段階で、1000 円未満を切り捨ててください。
- Q6-15: 労務費について。公募要領別表 1 の中で、業務費にも工事費にも人件費・労務費が含まれている。自社の技術者・施工者が現地で工事をする為の人件費は、工事費の中の労務費に計上するという理解でよいか。
- A6-15: 工事のプロセスに技術のリノベーション要素が含まれているのであれば、業務費の中の人件費に計上してください。いわゆる一般的な工事に係る人件費は工事費の中の労務費に計上してください。
- Q6-16: 自社設備を調達する際、製造原価の中に製造に携わる人件費が含まれているが、それはどのように扱えばよいか？
- A6-16: 対象経費の中に自社調達製品が含まれている場合、補助対象経費は製造原価等で計上していただきますが、製造に携わる人件費は、製造原価に含めてください。
- Q6-17: 日本国内で実証済みであるが、海外設置工事実績のない機器の設置工事費見積書について、応募タイミングでは日本国内での見積りをベースに、第三者機関が公表している海外単価係数による想定見積書という形で提出することは可能か。
- A6-17: 基本的には、現地の事業者による見積り根拠をご提出頂く必要がありますが、本件についてどのような海外単価係数を用いてどのように想定見積りを算出されるのか、公募締切日までに、個別にご相談ください。
- Q6-18: 2 か年で応募する場合、2 年目の事業計画については初年度に決定した補助金上限額の範囲内であれば、中間審査で承認の上、計画を変更できるという理解で良いか。
- A6-18: 採択時、1 年目、2 年目の補助金額について上限が決定されます。その後、交付申請の審査、及び交付決定を経て今年度の事業を進めて頂き、今年度の中間審査において 2 年目の事業継続の可否が決定されます。2 年目に計画変更の必要があれば、中間審査時に委員にご説明頂き、承認されればその内容で 2 年目の交付申請書類をご提出頂きます。但し、その場合であっても採択時に決定された 2 年目の補助金額が上限と

なります。

- Q6-19: 日本語以外の見積書について和訳を併記すること、とあるが英語の見積書でも必要か。  
A6-19: 審査期間が短いため、全文でなくても要点や内容がわかる和訳の添付をお願いします。

#### 【電子メールによる Q&A】

- Q6-20: 応募様式 2-1 実施計画書の〈事業の効果〉で使用する計算ファイルについて、「B.再生可能エネルギー発電用」を使用する際に、商用電力の排出係数の値を、実証を行う現地の排出係数を用いて計算したいが、シートに保護がかかっているためデフォルト値から変更できない。  
A6-20: 商用電力の排出係数をデフォルト値から変更して使用したい場合には、事務局にご相談ください。ただし、その際には変更する排出係数の値の根拠や引用先を明示してください。

### 【7. 補助金の支払い】

- Q7-1: 二年間の事業を対象とすることができるとのことだが、中間払いは申請できるのか。できる場合、何を証明すれば支払ってもらえるのか。  
A7-1: 全額最終年度に精算払いするのではなく、年度ごとに請求書、領収書等を確認の上、出来高を精算払するのを原則とします。  
Q7-2: 複数年度事業であっても、単年度毎に 2 月末に工期完了となるため、3 月から 4 月の交付・事業開始までの間は補助対象外か。  
A7-2: 複数年度事業であっても 2 月末までの事業が補助対象であり、3 月実施分は補助対象外となります。2 年度目は、原則その年度の交付決定後に事業開始となりますが、翌年度の交付決定の日の前日までの間において事業を開始する必要がある場合は、所定の手続き(交付規定様式第 15 翌年度補助事業開始承認申請書)により、センターの承認を得たうえで交付決定日より前に事業を開始することも可能です。  
Q7-3: 複数年事業であっても、当該年度に発注したものは同年度の 2 月に支払い処理をする必要があるか。例えば、納期が 10 カ月間で、今年度 9 月に発注して、来年 7 月に完成する設備の場合は、補助対象外となるか。  
A7-3: 発注から納品までの期間が年度を跨ぐこと自体には問題はありませんが、複数年度事業であっても各年度で経費発生と支払いが完了した経費が補助対象となりますので、その点にご留意ください。納期が年度を跨ぐ場合、複数年度事業として応募いただき、年度毎に必要な経費を明確に区分して応募提案書に記載いただきます(例:初年度目は設計及び部品調達、2 年度目は製作～試験調整～現地据付など年度ごとに検収すべき内容を明確にしてそれに対応する経費を計上する)。採択が決定した複数年度事業は、毎年度交付申請を行っていただき、当該年度の交付決定後、当該年度末(2月)までに支払った分(出来高)の証憑があれば、当該年度の補助金として確定し、支払い可能となります。ご提示のケースでは、当該年度2月末時点までの補助金対象額を検査した上で、補助金をお支払いすることになりますが、残りの分は、次年度継続事業として認められ、次年度の交付申請を提出いただいた上で交付決定となれば、補助対象となります。  
Q7-4: 公募要領「3.(9)補助金の支払い」(P6)において、補助金の支払いは交付額の確定通知を受けた後、センターに精算払い請求書を提出しその後支払う、とされているが支払いはいつになるのか。  
A7-4: 例えば、3 月 10 日までに完了実績報告書を提出していただき、確定検査を経て速やかに確定通知を発出できる事業は、3 月末での支払いが可能です。早期に事業が完了する場合は、年度末より早く支払うことも可能です。

### 【8. 取得財産の管理・返還義務】

- Q8-1: 公募要領 P6「3.(10)取得財産の管理について」に、「場合によっては補助金の返還が必要になることがあります」とあるが、「場合によっては」とは具体的にどのような場合か。  
A8-1: 補助事業の全部もしくは一部が中止もしくは廃止される場合や、補助事業者が法令



もしくは交付規程に基づくセンターの指示等に従わない場合、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合や不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合などにおいて、補助金の返還が必要になる場合があります。(交付規程第 14 条)

また、補助事業の完了によって相当の収益が生じた場合(交付規程第 8 条十二号や、センターの承認を得て取得財産の処分を行った場合(交付規程第 8 条十四号)に、補助金の一部または全部の納付が必要となる場合があります。

- Q8-2: 2 年間の実証事業を想定しているが、実証後は、1) 現地でそのまま使う、2) 設備を撤去する、の二つの場合が考えられるが、1) の通り継続して使用することは可能か。
- A8-2: 事業完了後も 3 年間に亘る毎年度の事業報告書の提出と、法定耐用年数の期間は設備を保有、管理する責任が代表事業者に課せられています。当該期間内の譲渡等についてはセンターへの申請が必要であり、内容によっては補助金を返還いただく場合があります。
- Q8-3: 本事業での導入設備の耐用年数について、事業者自身で当該設備が耐用年数表のどれに該当するか判断するのか？また、いつ、どのようなタイミングで報告するのか？
- A8-3: 導入設備の財産管理については、代表事業者の管理責務であり、耐用年数については、基本的には減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に従って事業者が資産計上する際の耐用年数を申告していただき確認させていただきます。もし当該設備が耐用年数表のどれに該当するか不明な場合、センターにご相談下さい。尚、単価 50 万円以上の機械及び器具等の 財産管理目録として、取得財産管理台帳(交付規定様式第 10)と耐用年数一覧表を 完了実績報告書の一部としてご提出頂きます。
- Q8-4: 事業終了後 3 年間、事業報告書提出とのことであるが、具体的な報告内容はどのようなものとなるのか。CO2 削減量を具体的に計測し報告するような内容が含まれるのか？
- A8-4: 交付規程様式第 16(第 16 条関係)にて ”事業による成果の活用状況等について” 事業完了からその年度 3 月度末及びその後の 3 年間報告頂くこととなります。公募申請時の提案内容に沿った事業展開、CO2 削減量の実現できていることを別途報告書書式(地球環境センターが別途提示)に則って報告いただきます。
- Q8-5 補助事業で構築した実証設備をサイトの顧客に所有権を譲渡することは可能か？可能な場合、いつから譲渡できるのか。
- A8-5: 補助事業で取得した財産は、補助事業終了後も法定耐用年数の期間は処分制限がかかりますので、センターの承認を得ることなく所有権を譲渡することはできません。法定耐用年数の期間は、しっかりと管理をお願いいたします。財産処分に関する事務手続き等については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課通知)に準じて行います

#### 【電子メールによる Q&A】

- Q8-6: 海外で実証を行う場合、現地法人を保有しない場合は、事業を行うことはできないという認識なので、設置した設備は実証試験のみに使用されることになる。実証後の事業報告書を 3 年間提出することとなっているが、現地法人なしで事業を行えない場合は、事業報告書は稼働なしでの提出で良いか。
- A8-6: 本補助事業の目的は、日本の優れた低炭素技術を途上国向けにリノベーション及び実証を行うことにあり、事業を行う事ではありません。実証を行う国や、実証事業の内容によって様々なケースがあると考えられますが、現地の状況に応じてこの目的に沿った実証を実施してください。そして、本補助事業の完了後 3 年間は、二酸化炭素削減効果等、本補助事業による成果の活用状況を報告していただくことになっています。
- Q8-7: 実証終了後に海外法人に設備の所有権を譲渡し、海外法人が同じ目的の事業を継続することは問題ないか。
- A8-7: 本事業において代表事業者が取得した設備については、法定耐用年数の期間の間、代表事業者が補助金交付の目的に従って管理していただくこととなります。当該期間内の譲渡等については、当センターの承認が必要であり、内容によっては補助金を返還いただく場合があります。(A8-2,A8-5 参照)

## 【9. その他】

- Q9-1: この補助金は、固定資産の圧縮記帳の適用を受けられるか。
- A9-1: 本補助金の交付を受けた補助事業者は、国庫補助金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等に御相談ください。(公募要領「5.(4)その他」(P11)参照)

以上